

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2020001050 南相馬市乾燥調製施設整備事業（小高区蛭沢）建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区蛭沢字藤沼地内
	種類	業務委託
概 要	監理業務 乾燥調製施設（ライスセンター） 建設工事 一式 ・乾燥調製施設棟 S造 平屋建て A=630.0㎡ ・製品置場棟 S造 平屋建て A=300.0㎡ ・穀穀保管庫棟 S造 2階建て A=378.0㎡ 乾燥機械設備工事 一式 建物登記料 一式 建築確認完了検査手数料 一式	
	名称	有限会社真島・建築設計事務所
相 手 方	代表者	代表取締役 真島 祐雄
	所在地	福島県 本宮市 本宮字大町1番地13
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市乾燥調製施設整備事業（小高区蛭沢）建設工事の工事監理業務である。当該業者は当該工事にかかる設計業務を行っており、対象施設の設計内容を熟知している。 このため、よりの確かつ迅速な監理業務を行うことができるのは当該業者のみであることから随意契約するものである。	
工事等担当課名 [経済部農政課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000255 小高水道施設除草業務委託
	履行場所	南相馬市小高区吉名字岩屋堂 地内外
	種類	業務委託
	概要	水道施設除草 3回（樹木剪定作業含む）
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、水道施設環境を維持し円滑な運用を図るため、施設の除草・樹木剪定を実施するものである。現在作業員の確保が困難な状況の中で、南相馬市復興事業協同組合は30社が加入し、作業員の確保が出来ることと、また市内全域の水道施設等状況を把握しており、市からの業務に充分対応出来ること等、本業務を遂行出来るのは、当該組合のみであるため随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000263 農業用水利施設等除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区区内一円
	種類	業務委託
概 要	草刈り業務	A=231,584㎡
	農道	26,175m×3m×2回 A=157,050㎡
	農業用水施設（頭首工、ため池、揚水機場）	A=74,534㎡
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本業務委託は、主に機械による農道等の除草を行うものである。現在作業員の確保が困難な中で南相馬市復興事業協同組合には30社が加入し作業員の確保ができています。また、市内全域の農道等の状況を把握しており、市からの業務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000267 大谷浄水場PAC・苛性ソーダ注入機保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大谷字西山地内
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	【PAC・苛性ソーダ注入機保守点検業務】 PAC注入機 3台 苛性ソーダ注入機 3台
相 手 方	名称	日機装株式会社 東日本支社 北日本営業グループ
	代表者	リーダー 工藤 晃久
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町3-7-23 明治安田生命仙台一番町ビル5階
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、PAC・苛性ソーダ注入機の分解・清掃及び劣化部品の交換を行い、本装置の機能を維持し円滑に稼働させるためのものである。</p> <p>点検対象機器は当該業者の製品であり、点検にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000273 林道除草（小高区）業務委託
	履行場所	南相馬市小高区飯崎地内外
	種類	業務委託
概 要	概要	除草業務（3路線） 延長 L= 3,058.4m 除草 A=18,350.4m
	名称	南相馬市復興事業協同組合
相 手 方	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】	
	<p>本委託は、主に機械による林道の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な中で、南相馬市復興事業協同組合は数多くの市内業者で構成されており、作業員の確保ができること、また、市内全域の林道状況を把握しており、市からの業務に十分対応できることなど、本業務を遂行できるのは当該組合のみであるため随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000274 牛越浄水場外薬品注入設備保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	薬品注入設備保守点検業務 ・次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ 15台 ・PAC注入ポンプ 5台
相 手 方	名称	株式会社ウォーターテック 北日本支店
	代表者	支店長 林 直道
	所在地	宮城県 仙台市 宮城野区榴岡二丁目2番10号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、薬品注入設備（次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ及びPAC注入ポンプ）の保守点検業務を行うものである。点検対象機器はすべて当該業者の製品であり、点検にはメーカーの技術力が必要であることから、当該業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部水道課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000282 水道施設電気計装機器保守点検（その2）業務委託
	履行場所	南相馬市原町区牛越字下川原 地内外
契 約 内 容	種類	業務委託
	概要	・水道施設電気計装保守点検 原町水道事業 実施機器 23台 小高簡易水道事業 実施機器 39台
相 手 方	名称	株式会社日立製作所 東北支社
	代表者	支社長 成田 新
	所在地	宮城県 仙台市 青葉区一番町四丁目1番25号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、施設内の計装機器の機能を維持し、円滑に稼働させるために行うものである。 点検対象機器は日立製のものであり、保守点検の実施にはメーカー独自の技術力が必要であることから、当該業者と随意契約するものである。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000293 減圧弁保守点検業務委託
	履行場所	南相馬市原町区本陣前二丁目地内外
	種類	業務委託
相 手 方	名称	株式会社森田鉄工所 東京営業支店
	代表者	支店長 奥村 一志
	所在地	東京都 千代田区 岩本町1丁目8番15号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>既存の機械（減圧弁）については、当該業者の製品であり、保守点検の実施にあたっては、独自の技術力が必要となるため、他の業者での実施は困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするもの。</p>	
工事等担当課名 〔 建設部水道課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000338 農業水利施設等保全再生事業（南相馬地区）ため池放射性物質対策工発注者支援業務委託
	履行場所	南相馬市原町区馬場字横川地内外
	種類	業務委託
概 要	発注者支援業務	1式
	発注者支援 打合せ	1式 31回
相 手 方	名称	福島県土地改良事業団体連合会
	代表者	会長 車田 次夫
	所在地	福島県 福島市 南中央三丁目36番地
	根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
	【具体的に記入すること】	
<p>当該業者は、福島県内のため池の特性・状況等について見識があり、「ため池放射性物質対策技術マニュアル」の策定においても携わっており、対策工の技術的見識のある業者である。</p> <p>当市においても平成27年度以降から、すべての詳細調査を実施した業者であることから、ため池についても熟知しており、対策工の発注者支援を行う業者として最も効率的に業務を行うことができるため当該業者と随意契約を行うもの。</p>		
工事等担当課名 〔 経済部農林整備課 〕		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

随意契約理由書

契 約 内 容	件名等	(契約番号) 2021000340 帰還再生加速 市道等除草業務委託
	履行場所	南相馬市原町区小浜地内外
	種類	業務委託
	概要	除草業務 原町区25路線 小高区48路線 草刈り 90, 161.3m 除草 540, 967.8m ²
相 手 方	名称	南相馬市復興事業協同組合
	代表者	理事長 石川 俊幸
	所在地	南相馬市 原町区橋本町四丁目43番地1
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	<input type="checkbox"/> 3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	<input type="checkbox"/> 4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	<input type="checkbox"/> 5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	<input type="checkbox"/> 6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	<input type="checkbox"/> 7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	<input type="checkbox"/> 8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	<input type="checkbox"/> 9号	落札者が契約を締結しないとき
随 意 契 約 理 由 の 説 明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本委託は、主に機械による市道等の除草を行うものであり、現在作業員の確保が困難な状況の中で、南相馬市復興事業協同組合は30社が加入し、作業員の確保が出来ることと、また市内全域の市道等の状況を把握しており、市からの業務に充分対応出来ることなど、本業務を遂行出来るのは、当該業者のみであるため随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [建設部土木課]		

※地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。